



平成 19 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役 氏家 忠彦
(TEL . 03 - 6238 - 3000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 19 年 5 月 24 日開催予定の当社第 2 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループにおける事業の拡大および事業内容の明確化のため、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 株式取扱規則に、株主提案権等の権利行使は書面によるものとする等、株主の権利行使に際しての手続方法を規定しておりますので、定款においてもその旨明示するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)~(72) (省 略) (新 設) (新 設) (73)前各号に附帯または関連する一切の事業 第 13 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)~(72) (省 略) <u>(73) 電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理</u> <u>(74) 両替業</u> (75)前各号に附帯または関連する一切の事業 第 13 条 (株式等取扱規則) 当社の株式に関する取扱い、 <u>株主の権利行使に際しての手続等</u> および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める <u>株式等取扱規則</u> による。

以 上